

平成28年度

国の施策及び予算に  
関する重点事項の提案

平成27年7月

名古屋市



名古屋市政の推進につきましては、日ごろから格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市は今後、出生数の減少による人口の減少や、リニア中央新幹線の開業など、大きな転換点を迎えます。また、高齢化の進行や、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震への対応など多くの課題に直面しております。

このような中、本市としては、災害に強いまちづくりに向けた取組みや、今後更新時期を迎える施設の老朽化対策、ストック効果を最大限発揮するための社会資本整備を行うとともに、安心して生活できる福祉・医療体制の充実、次世代育成への支援、リニア中央新幹線開業を見据えた都市機能強化、歴史・文化に根ざした魅力の創出や観光振興、地域経済の活性化などを通じて、地方創生に寄与し、圏域のみならず日本全体をけん引する大都市「名古屋」として発展してまいりたいと考えております。

また、住民がより良い行政サービスを受けるためには、住民に一番身近な基礎自治体が、自らの権限と財源により、責任を持って施策を決定・実施できることが重要です。そのためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、その役割に応じて国から地方、特に圏域の中核都市である指定都市へ権限と税財源を一体的に移譲することが必要不可欠であります。こうした真の分権型社会の実現に向けて、当面、国の協力を必要とする事項や国の施策として行っていただきたい事項の提案を取りまとめました。

平成28年度の国の施策及び予算編成に関し、ここに取りまとめた提案事項の実現について、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成 27 年 7 月

名古屋市長 河村 たかし



# 提 案 項 目 一 覧

1	地方税財源の充実確保	1
2	新たな大都市制度の創設	3
3	地域強靱化に向けた防災対策	5
4	施設の老朽化対策	9
5	安心して生活できる福祉・医療体制の充実	11
6	安心して行える次世代育成の支援	13
7	教育行政の充実	15
8	リニア中央新幹線開業等を見据えた都市機能の強化等	17
9	名古屋城（名城公園）の整備	19
10	なごや東山の森（東山公園・平和公園）の整備	21
11	名古屋圏道路ネットワークの整備等	23
12	名古屋港の整備	25
13	堀川の総合的な整備	27
14	容器包装リサイクル法に係る拡大生産者責任の強化	28
15	アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区の推進	29

# 1 地方税財源の充実確保

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省)

## 【提案内容】

### (1) 国・地方間の税源配分の是正

- ・国と地方の役割に応じた税の配分となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。
- ・地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。地方法人税は単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、速やかに撤廃し、法人住民税へ復元すること。
- ・国と地方の役割分担の見直しを行った上で、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

### (2) 地方交付税の改革等

- ・地方交付税総額については、歳出特別枠や別枠加算を堅持するとともに、地方の財政需要や地方税などの収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。
- ・地方財源不足額の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。
- ・法人実効税率を引き下げの場合には、地方交付税原資の減収分は法定率の引上げにより対応するとともに、法人住民税が減収とならない制度設計とすること。

### <提案の背景>

真の分権型社会の実現のためには、国と地方が対等な立場で十分議論を行った上で、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、住民に一番身近な基礎自治体が自らの権限と財源により、責任を持って施策を決定・実施することが重要である。

### (国・地方間の税源配分の是正)

現状における国・地方間の税の配分は6：4であり、一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた税の実質配分は3：7となっており、依然として大きな乖離がある。

したがって、消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の税の配分をまずは5：5とすべきである。さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた税の配分となるよう地方税の配分割合を高めていくべきである。

また、地方公共団体間の財政力格差の是正は、地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充

の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきである。地方法人税は単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反し、また、真の分権型社会の実現の趣旨にも反しているため、速やかに撤廃し、法人住民税へ復元すべきである。

さらに、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国の関与・義務付けの廃止・縮減とあわせて、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すべきである。

(地方交付税の改革等)

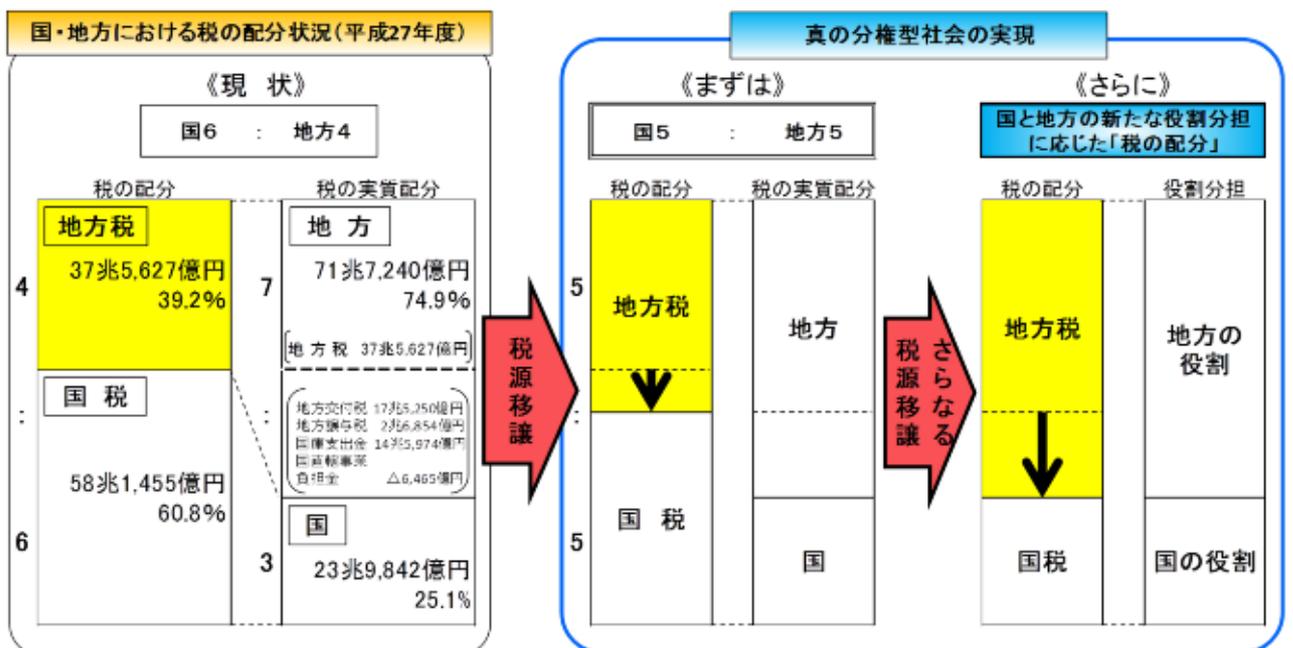
地方交付税については、地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきではなく、歳出特別枠や別枠加算を堅持するとともに、地方の財政需要や地方税などの収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な総額を確保すべきである。

また、臨時財政対策債による地方財源不足への対応は、市債発行額抑制や市債残高削減の取組みの支障となっている。地方財源不足額の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すべきである。

さらに、法人実効税率を引き下げる場合には、地方交付税原資の減収分は法定率の引上げにより対応するとともに、法人住民税が減収とならない制度設計とすべきである。

なお、新型交付金については、指定都市が積極的に地方創生に取り組めるよう、必要額を確保し、地域の実情に応じ効果的に活用できる制度とすべきである。

国・地方間の税源配分の是正



## 2 新たな大都市制度の創設

(内閣府、総務省、財務省)

### 【提案内容】

#### (1) 新たな大都市制度の創設

- ・圏域における連携を推進し、市域内において地方が行うべき事務を大都市が一元的に担うことを基本とする「特別自治市」を創設すること。

#### (2) 大都市税源の拡充強化

- ・大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。

#### <提案の背景>

本市は、市民に最も身近な基礎自治体として、質の高い行政サービスを提供するだけでなく、大都市特有の行政需要に的確に対応するとともに、圏域の中心都市として、当地域ひいては国全体の発展をけん引していくことが期待されている。こうした役割を将来にわたり着実に果たしていくためには、都市の能力と役割に見合う権限・税財源を兼ね備えた、この圏域にふさわしい大都市制度の創設が必要である。

#### (新たな大都市制度の創設)

圏域における連携を推進し、自らの責任と権限、財源に基づく総合的・一体的な市政運営が可能となるよう、地方制度調査会の答申を踏まえ、事務・権限の移譲を可能な限り進めるとともに、市域内において地方が行うべき事務を大都市が一元的に担う、行財政面で自主・自立した「特別自治市」を創設するべきである。

#### (大都市税源の拡充強化)

新たな大都市制度が創設されるまでの間、指定都市が大都市特有の財政需要や、道府県に代わって行政サービスを提供する事務配分の特例に対応し、自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、個人・法人所得課税及び消費・流通課税にかかる国・道府県からの税源移譲により大都市税源の拡充強化を図るべきである。

また、新たに国・道府県から事務・権限が指定都市に移譲される場合についても、併せて必要な財源について、指定都市へ税制上の措置を講ずるべきである。

なお、大都市特例事務のうち国・道府県道の管理分については、自動車取得税交付金を上乘せする特例措置が設けられているが、消費税率10%への引上げ時に自動車取得税が廃止された場合、特例措置も無くなり、税制上の措置不足額が拡大するため、代替措置を講ずるべきである。

## ～名古屋市がめざす大都市制度の基本的な考え方～

大都市を取り巻く状況	名古屋大都市圏を取り巻く状況	指定都市制度の問題点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少社会の到来や高齢化の進展</li> <li>・国際的な都市間競争の激化</li> <li>・地域コミュニティの機能低下</li> <li>・公共施設老朽化に伴う保全・更新費用の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リニア中央新幹線の開業</li> <li>・南海トラフ巨大地震発生に対する懸念等</li> <li>・圏域を取り巻く厳しい経済環境</li> <li>・広域的な取組みに対するニーズの高まり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例的・部分的な事務配分</li> <li>・大都市が担う事務、役割に対応できていない税財政制度</li> </ul>

### 基本理念

「名古屋市の自立」と「名古屋大都市圏の一体的な発展」をめざす

### 基本的な視点

圏域全体をけん引	行財政面における自主・自立	地域ニーズへのきめ細かな対応
----------	---------------	----------------

### 基本的な方向性

圏域における自治体連携の推進	「特別自治市」の創設
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆当圏域の自治体との連携を推進し、強い大都市圏の形成をめざす。</li> <li>◆当圏域の中心都市として連携の核となり、強力なリーダーシップを発揮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市域内において地方が行うべき事務を本市が一元的に担うことを基本とする「特別自治市」を創設する。</li> <li>◆地域ニーズにきめ細かく対応するため、住民自治の充実を図る。</li> <li>◆大都市に求められる役割や特有の行政需要に対応した新たな税財政制度を構築する。</li> </ul>

## ～大都市税源の拡充強化～

大都市特有の財政需要	道府県に代わって行政サービスを提供
<ul style="list-style-type: none"> <li>●法人需要・インフラ需要 企業活動支援 道路整備 下水道整備 など</li> <li>●都市的課題から発生する需要 生活保護費 保育所関係経費 ホームレス対策費 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地方自治法に基づくもの 児童福祉 食品衛生 土地区画整理事業 など</li> <li>●その他法令に基づくもの 国・道府県道の管理 定時制高校人件費 衛生研究所 など</li> </ul>

税源移譲により大都市税源の拡充強化が必要

### 3 地域強靱化に向けた防災対策

(内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省)

#### 【提案内容】

##### (1) 災害に強いまちづくり

###### ア 震災対策

- ・ 緊急輸送道路や避難路を確保するため、橋りょうの耐震対策、電線類の地中化及び道路の整備に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 河川管理施設の耐震対策、名古屋港防災施設の機能強化に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 地震災害時に避難場所や復旧・復興拠点となる公園の整備に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 上下水道施設の耐震対策に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 地下鉄構造物の耐震対策に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 民間大規模建築物の耐震化を支援する耐震対策緊急促進事業の適用期限を延長するとともに、市設建築物の耐震化や天井脱落対策に必要な措置を講ずること。

###### イ 集中豪雨対策

- ・ 治水上特に重要な国直轄河川や愛知県管理河川の改修等さらなる治水安全度の向上のため、一層の整備を図ること。
- ・ 堀川、山崎川、戸田川などの本市管理河川の改修事業や下水道の緊急雨水整備事業など浸水対策事業を着実に推進するため、必要な財政措置を講ずること。
- ・ 地下鉄施設への浸水対策に必要な財政措置を講ずること。

##### (2) 災害対応力の向上等

- ・ 防災活動拠点の機能維持や災害時の情報伝達体制の充実に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 帰宅困難者を受け入れる民間一時滞在施設の導入を促進するため、必要な支援策を講ずること。
- ・ 名古屋を始めとする、中部圏の災害対策機能の強化を図るため、基幹となる広域防災拠点を早期に整備すること。

## <提案の背景>

本市は世界有数のものづくりの中核圏域である名古屋大都市圏の中心都市であり、多くの人口や都市機能が集積するとともに、道路、鉄道、港湾など各種交通の要衝となっている。一方、本市西南部には海拔ゼロメートル地帯が広がるなど、地震災害や風水害等の大規模自然災害に対する脆弱性を有している。

本市では、南海トラフ巨大地震に関する独自の被害想定を踏まえた震災対策を早期に進めるべく、平成26年10月に震災対策実施計画を策定した。さらに、国土強靱化基本法に基づき、平成26年度より地震災害を、平成27年度からは風水害を想定した国土強靱化地域計画の策定を進めてきており、地域の強靱化に資する防災対策の着実な推進が求められている。

### (災害に強いまちづくりの推進)

#### [震災対策]

南海トラフ巨大地震などの大規模地震に備え、救助や避難の円滑化、ライフラインの確保などのため、道路、河川、公園、上下水道等の都市インフラの防災機能を強化する必要がある。

また、死傷者数及び経済的な被害を減らすため、民間建築物や市設建築物の早期の耐震対策に加え、市設建築物における天井脱落対策が必要である。

#### [集中豪雨対策]

国県市では、これまでも一定の治水安全度の向上を図ってきたが、平成23年9月の集中豪雨では、庄内川などからの越水により、広範な浸水被害が生じた。さらに近年は、1時間100mmを超える豪雨も多数発生しており、局所的な浸水被害への対策も求められている。

引き続き、庄内川河川改修事業を推進するとともに、本市管理河川の改修事業や下水道の緊急雨水整備事業など浸水対策事業を推進し、災害に強いまちづくりを着実に進めていく必要がある。

### (災害対応力の向上等)

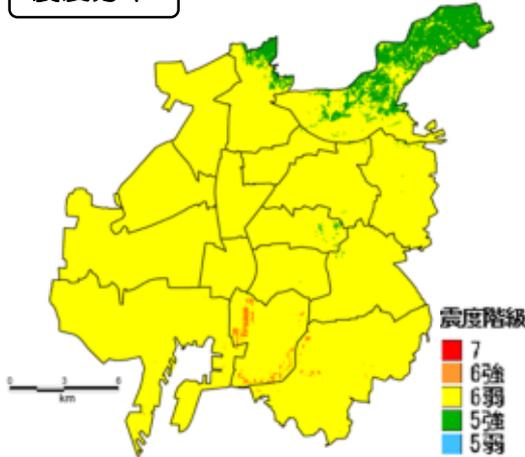
防災活動拠点の機能維持としての非常用発電機の整備や、災害時の情報伝達体制の充実のための同報無線の整備が必要である。

また、都心部における駅での滞留者などによる混乱へ対応するためには、帰宅困難者を受け入れる民間一時滞在施設の導入の促進等、事業者と連携した対策が必要であり、備蓄物資購入に対して財政措置を講ずるとともに、施設管理者の損害賠償責任に関し、より柔軟に対応すべきである。

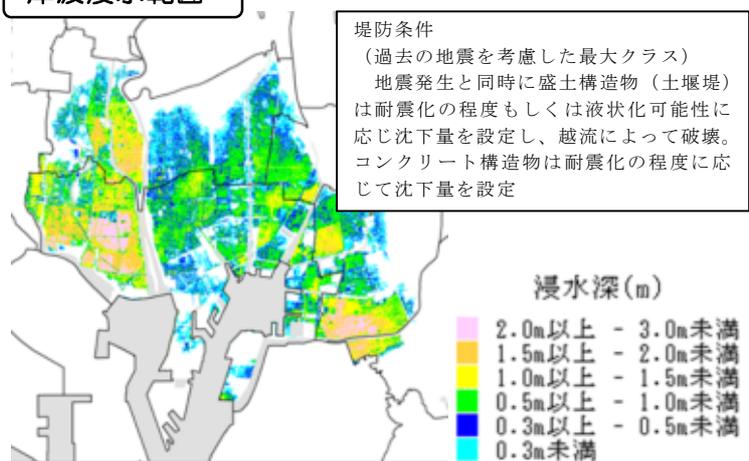
さらに、広域にわたる大災害時に、情報集約・分析や防災活動を円滑かつ迅速に実施する司令塔としての役割などを担う基幹となる広域防災拠点を早期に整備すべきである。

## 南海トラフ巨大地震の被害想定（過去の地震を考慮した最大クラス）

震度分布



津波浸水範囲



## 名古屋市震災対策実施計画（平成 26 年 10 月策定）

### ■基本方針

「市民の命を守る」とともに、「市民生活への影響を最小化する」ことを基本理念とし、『安心して暮らせる減災都市名古屋』を目指す。

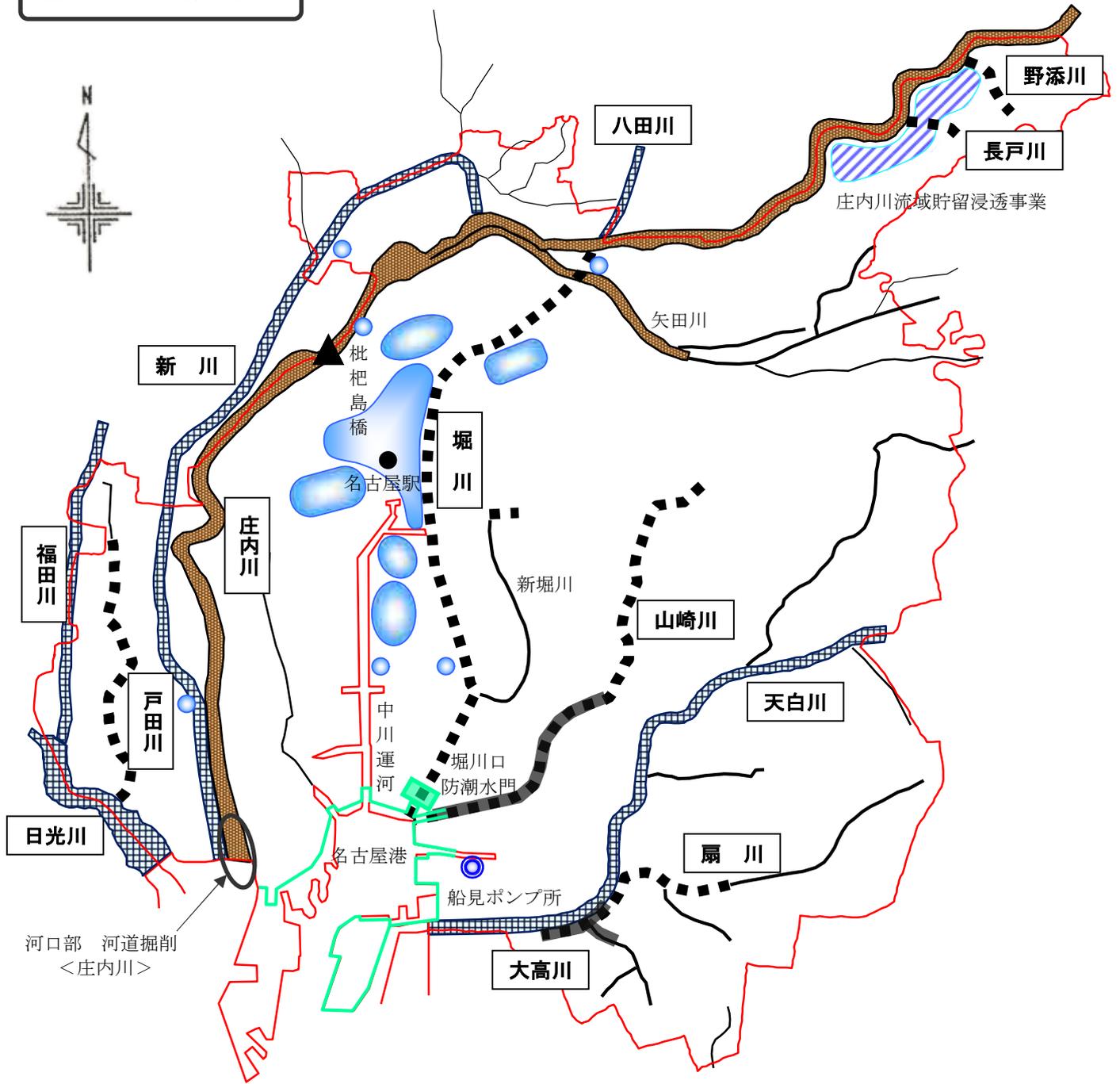
### ■計画目標（関連部分抜粋）

指 標	現状値 (25 年度)	目標値 (30 年度)
耐震補強実施橋りょう数	事業中 8 橋	着手〔21 橋〕 完了〔27 橋〕
電線類の地中化実施路線数	事業中 2 路線	完了〔1 路線〕
緊急輸送道路網の整備箇所数	事業中 8 箇所	完了〔6 箇所〕
山崎川堤防の耐震化延長	80m	〔3,700m〕
震災に強いまちづくり方針において避難地と位置付けられている公園のうち整備済み公園数	141 箇所	145 箇所
配水管の更新及び耐震化延長	96km	〔475km〕
下水管の改築・更新及び耐震化延長	33km	〔190km〕
市バス・地下鉄施設における耐震性能の確保率	95%	100%
要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修件数	—	〔15 件〕
耐震対策が必要な市営住宅のうち耐震改修完了済みの棟数（累計）	7 棟	14 棟
市役所、区役所、消防署における非常用発電機稼働時間	平均約 8 時間	平均 72 時間
都市再生事業等における帰宅困難者収容施設・備蓄倉庫等の導入地区数（累計）	3 地区	8 地区

※現状値欄は 25 年度末時点での実績値、目標値欄には 30 年度末時点での見込み実績値

※目標値欄に〔 〕が記載されている指標は、26～30 年度の見込み事業量

# 名古屋市の防災対策



凡		例	
	国直轄河川 (▲は特定構造物改築事業)		庄内川流域貯留浸透事業
	県管理河川		緊急雨水整備事業等
	広域河川		河川堤防の耐震対策事業
	防潮壁		都市下水路事業

※提案内容より治水・港湾事業を中心に抜粋

## 4 施設の老朽化対策

(文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

### 【提案内容】

#### (1) 公共土木施設

- ・道路や橋りょう、河川管理施設、公園施設、上下水道施設、港湾施設などの機能を将来にわたり計画的・効率的に維持するための老朽化対策について、必要な財政措置を講ずること。

#### (2) 市設建築物

- ・義務教育施設などの市設建築物の機能を将来にわたり計画的・効率的に維持するための老朽化対策について、必要な財政措置を講ずること。

#### <提案の背景>

本市の所有する道路・橋りょうや建築物などの公共施設の多くが、市域の拡張や高度経済成長期の人口の急増に合わせ、昭和30年代から60年代にかけて整備されたため、今後一斉に更新時期を迎えることから、大きな財政負担が見込まれている。

国においては、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が決定され、国や地方公共団体の各機関はこの基本計画に基づき「インフラ長寿命化計画」を策定することが示された。また、国の役割として、「各インフラの管理者に対し、維持管理・更新等に係る体制の整備や予算の確保について必要な支援を実施する」とされた。

本市では、平成24年3月策定の「名古屋市アセットマネジメント推進プラン」などに基づき、公共施設の計画的・効率的な維持管理や改修などによる長寿命化を行うことにより、経費の抑制と平準化を図るとともに、施設の集約化、保有資産の有効活用に取り組んでいるところである。

大都市における安全・安心で快適な暮らしを実現し、産業・経済などの都市活動を支え続けるためには、公共施設の計画的・効率的な維持管理・更新などの着実な実施が必要である。

#### (公共土木施設)

インフラ再構築を支援する防災・安全交付金は、対策が必要な施設に対して十分な予算が現状では確保されていない。加えて、平成26年には、橋りょうなどの道路構造物について、5年に1回の近接目視による点検が省令により義務付けられるとともに、定期点検、診断、措置、記録のメンテナンスサイクルを構築することで、道路構造物の安全を確保・維持することが道路管理者の義務として明確化された。このように今後も施設の安全性を維持していくために、さらなる財源の確保を図るべきである。

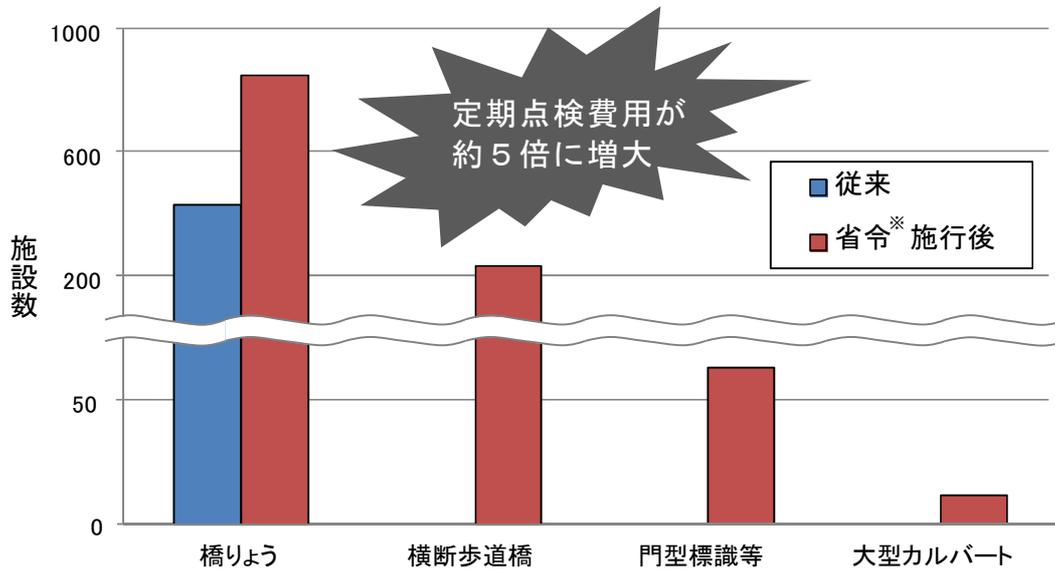
(市設建築物)

義務教育施設などについて、本市においては、耐震改修を優先して実施してきたため、築30年を経過しても大規模改造が実施できていない校舎等が多く残されており、それらの施設の機能の回復を図ることが喫緊の課題となっている。

また、経費の抑制と平準化を図ることを目的として、築40年を経過した校舎の長寿命化に向けた取組みを進めており、国においては平成25年度より義務教育施設の長寿命化改修を対象とした補助制度が創設されたところである。

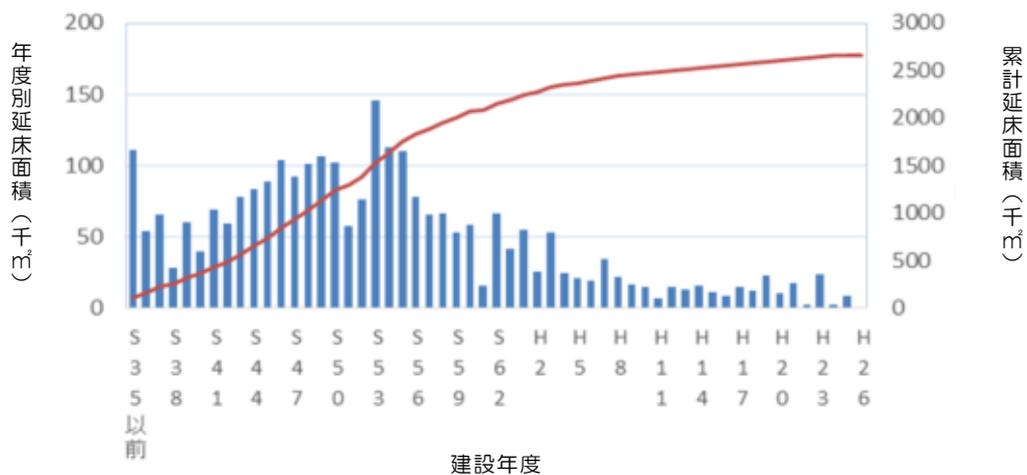
今後老朽化対策を推進するためには、計画事業量に見合った財源の確保を図るとともに、さらなる制度の充実が必要である。

道路構造物の定期点検対象施設数



※ 道路法施行規則の一部を改正する省令

学校の建設年度別の延床面積



注) 学校：幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

## 5 安心して生活できる福祉・医療体制の充実

(厚生労働省)

### 【提案内容】

- (1) 粒子線がん治療の推進
  - ・陽子線を含む粒子線がん治療について、患者の経済的負担を軽減するため、健康保険を適用すること。また、健康保険が適用されるまでの間は先進医療としての取扱いを維持すること。
- (2) 子宮頸がん予防ワクチンの調査・検討等
  - ・子宮頸がん予防ワクチンの接種対象者の実態を把握するため、国の責任において疫学調査を行うこと。また、科学的根拠に基づいた情報を国民に提供するとともに、今後の方針を早急に示すこと。
- (3) 地域医療体制の確保
  - ・救急医療や小児・周産期医療など地域医療体制が維持できるよう、診療報酬のさらなる充実を図るとともに、運営費助成の拡充など必要な支援を行うこと。
- (4) 介護保険制度の円滑な実施
  - ・地域包括ケアシステムの構築に向けて、新しい包括的支援事業の充実に必要な財政措置を講ずること。また人材確保のため、地域医療介護総合確保基金事業については、市町村の創意工夫が広く認められる制度とすること。
- (5) 障害者就労支援の推進
  - ・障害者の一般就労を一層推進するため、障害者就業・生活支援センターについて、大都市圏域における複数設置を積極的に進めること。

#### <提案の背景>

安全で安心して暮らせるまちを実現するため、福祉・医療体制の充実について、緊急かつ抜本的な対応が求められている。

#### (粒子線がん治療の推進)

陽子線を含む粒子線がん治療は患者の生活の質の維持・向上に優れたがん治療法であるが、患者の経済的負担が大きいことから、誰もが適切に治療を受けられるよう、早期に健康保険を適用するとともに、健康保険が適用されるまでの間は先進医療としての取扱いを維持すべきである。

(子宮頸がん予防ワクチンの調査・検討等)

子宮頸がん予防ワクチンについては、平成25年度に定期接種の積極的な勧奨が中止されて以降、適切な情報提供がなされておらず、多くの国民が不安を抱いている。そのため、国の責任において早急に対象者の疫学調査を行い、こうした科学的根拠に基づき、情報を国民に提供するとともに、子宮頸がん予防ワクチン接種に関する今後の方針を示すべきである。

(地域医療体制の確保)

救急医療、小児医療や周産期医療などの地域医療については、医療機関にとって不採算であるため、医師が確保できず、体制を維持することが難しくなっている。

地域医療体制を維持していくためには、診療報酬のさらなる充実や運営費助成の拡充などが必要である。

(介護保険制度の円滑な実施)

地域包括ケアシステムを構築するに当たり、地域支援事業のさらなる充実を図ることが重要であり、今後、認知症施策や在宅医療・介護連携を推進する上で、新しい包括的支援事業については保険者規模を適切に勘案した上限設定とすることが求められる。

また、人材の確保に資する地域医療介護総合確保基金事業については、事業運営に当たり市町村の創意工夫が広く認められる制度とすることが求められる。

(障害者就労支援の推進)

障害者の一般就労に向けて障害者就業・生活支援センターの果たす役割は益々大きくなっているため、人口の多い障害保健福祉圏域における複数設置を積極的に進め、人口規模に応じた体制を整える必要がある。

### 介護保険制度の円滑な実施 — 包括的支援事業をめぐる状況 —



地域包括ケアシステム構築の上で重要な位置づけとなる新規4事業充実のため、  
保険者規模を適切に勘案した上限設定が必要

## 6 安心して行える次世代育成の支援

(内閣府、厚生労働省)

### 【提案内容】

- (1) 子ども・子育て支援新制度における保育施策の推進
  - ・賃貸物件による保育所に対する補助制度について、安心こども基金の補助水準を継続すること。
  - ・保育の質を確保するため、自治体が先行して実施している処遇改善の取組みについて、処遇改善等加算制度の対象とすること。
- (2) 児童虐待防止対策推進のための制度設計
  - ・児童相談所と関係機関との連携を強化し、児童虐待に対してより効率的な対応が可能となる制度設計を行うこと。
- (3) 放課後児童健全育成事業の充実
  - ・子ども・子育て会議で示された「質の改善」のうち常勤職員の処遇改善について早期に実施すること。
  - ・新設などに対象が限定されている賃借料補助について、既に民家・アパート等を活用して事業を実施している場合においても対象とすること。

#### <提案の背景>

平成27年4月から本格実施された子ども・子育て支援新制度に的確に対応することに加え、さらなる次世代育成支援策を推進していくことが必要である。

#### (子ども・子育て支援新制度における保育施策の推進)

本市における国の定義に基づく待機児童数は平成27年4月1日現在において2年連続で0人となっている。しかし、今後も保育所等の利用申込児童数の増加が見込まれる中、待機児童対策として賃貸物件によるスピード感のある保育所整備が必要不可欠である。そのため、新設保育所の改修費及び開設準備期間の賃借料並びに既設保育所を含めた運営期間の賃借料に対する補助について、公定価格の賃借料加算または保育対策総合支援事業費補助金において、安心こども基金の補助水準を継続すべきである。

また、新制度における処遇改善等加算制度のうち賃金改善要件分は、制度開始後において賃金を改善した場合のみ加算対象とされているが、

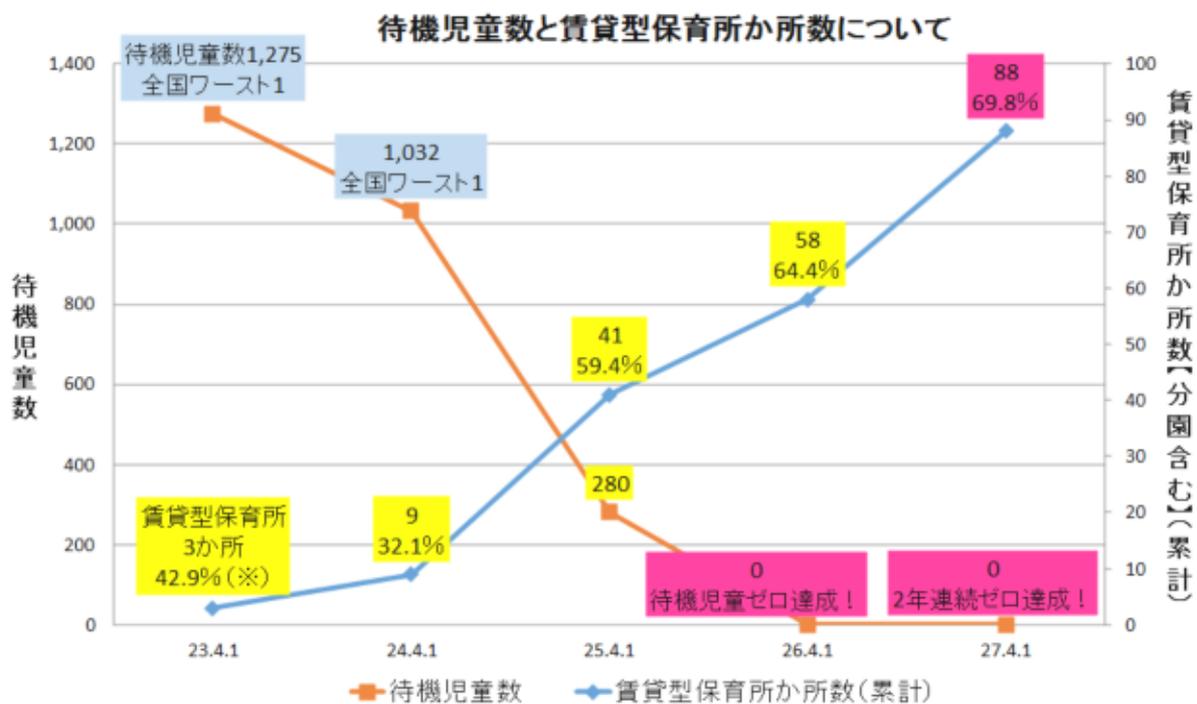
自治体が先行して国の処遇改善水準を上回る高い水準で実施している部分についても加算の対象とし、保育の質の確保を図るべきである。

(児童虐待防止対策推進のための制度設計)

児童虐待の通告が急増している児童相談所において、今後も児童の安全確認を始めとした必要な対応をより迅速・的確に行うため、警察、福祉事務所などの関係機関との連携を強化し、より効率的な対応が可能となるように、現状に即した法的整備を含む制度設計を行うよう関係省庁と協議検討を進めるべきである。

(放課後児童健全育成事業の充実)

人件費や賃借料が全国平均と比べて高水準である大都市において、質の高い運営を実現するためには、子ども・子育て会議で示された「質の改善」のうち未実施となっている常勤職員の処遇改善を早期に実施すべきである。合わせて、新設などに対象が限定されている賃借料補助について、既に民家・アパート等を活用して事業を実施している場合においても対象とすべきである。



(※) 平成23年度以降の保育所整備か所数(累計)のうち、賃貸型保育所(累計)の占める割合

## 7 教育行政の充実

(総務省、財務省、文部科学省)

### 【提案内容】

#### (1) 「なごや子ども応援委員会」の支援

- ・「なごや子ども応援委員会」制度をモデルとした事業を創設し、財政措置などの支援策を講ずること。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、学校における専門家の法的な位置づけを明確にするよう関係法令の整備を行うこと。

#### (2) 県費負担教職員制度に係る包括的な権限の移譲に対する財政措置

- ・県費負担教職員の給与費負担、教職員定数決定等の包括的な権限の移譲に対する財源について、県が独自に措置している加配なども含めて、現在の教育行政の水準が維持できるよう、所要額全額を確実に措置する適切な方法を国として設定すること。
- ・給与費負担の移譲に係る事務関係経費については国において所要額全額を確実に措置すること。

#### ＜提案の背景＞

児童生徒の心の問題や社会環境の変化を背景として、近年、いじめの深刻化が進むとともに、不登校児童生徒が増加する傾向にある。こうしたことから、現場を預かる地方公共団体として、自主的自立的な対応が可能になる仕組みづくりが必要である。

#### （「なごや子ども応援委員会」の支援）

本市では、平成26年度より、スクールカウンセラー等の専門家を一般任期付職員として採用し、専門的見地から積極的にアプローチを行うことで児童生徒が抱えるいじめ、不登校や非行など、様々な問題を早期に発見するとともに、子どもの針路を応援する、「なごや子ども応援委員会」制度を創設した。平成26年度の相談等対応件数は延べ2,695件、児童生徒の実数では523人に上っており、精神的不安を抱える子どもとその家族への多角的な支援により、自信を取り戻し進学することができるなどの成果がみられているところである。

学校現場に教員以外の専門職員を常勤で置くという、本市の「なごや子ども応援委員会」制度をモデルとした事業に対し、新たな補助制度を創設するなどの支援策を講ずること。

また、現行の教育公務員特例法では、教育公務員を校長、教員、専門的教育職員（指導主事、社会教育主事）と限定しているため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の学校職員としての位置づけを明確にする必要がある。

(県費負担教職員制度に係る包括的な権限の移譲に対する財政措置)

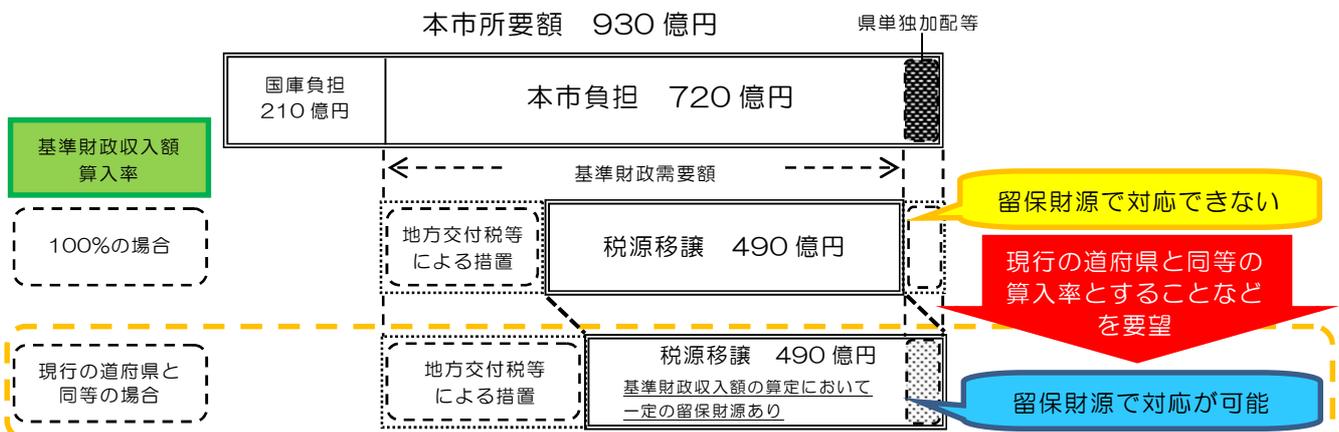
平成25年11月、指定都市所在道府県と指定都市は、県費負担教職員の給与負担等の包括的権限を指定都市へ移譲することに関し、国が地方財政措置を適切に講ずることを前提として、個人住民税所得割2%の税源移譲が行われることに合意した。この合意を踏まえ、平成26年6月、関連法律が第4次一括法として公布されたところである。

平成29年4月に予定されている権限移譲に向けた地方財政措置の検討に当たっては、県が独自に措置している加配なども含めて、現在道府県が提供している教育行政の水準を指定都市においても維持できるよう、地方交付税制度の原則を踏まえて、基準財政収入額における税源移譲の算入率については、現行の道府県に対する算入率とするなど、適切な方法を国として設定する必要がある。また、権限の移譲に伴い生ずる、人事・給与等に関するシステム構築等に要する経費についても、国において所要額全額を確実に措置すべきである。

### なごや子ども応援委員会



### 県費負担教職員給与等負担の権限移譲に伴う財政措置(平成23年度決算による推計)



## 8 リニア中央新幹線開業等を見据えた都市機能の強化等

(国土交通省)

### 【提案内容】

#### (1) リニア中央新幹線開業を見据えたまちづくりの推進

- ・名古屋駅における、乗り換え利便性の向上などのターミナル機能強化や、リニア駅周辺街区の面的整備など関連するまちづくりについて、国家的プロジェクトとして、必要な措置を講ずること。
- ・名古屋駅周辺地下公共空間及びささしま地区における椿町線などの名古屋駅周辺の整備に必要な財政措置を講ずること。

#### (2) 中部国際空港の機能強化（完全24時間化）の実現

- ・二本目滑走路整備による中部国際空港の機能強化（完全24時間化）に向けた調査検討を国が主体となって行うこと。

#### ＜提案の背景＞

平成39年に予定されているリニア中央新幹線の開業等を見据え、本市が国際的・広域的なビジネス拠点・交流拠点となるため、都市機能強化と本市の空の玄関口である中部国際空港の機能強化が必要である。

#### (リニア中央新幹線開業を見据えたまちづくりの推進)

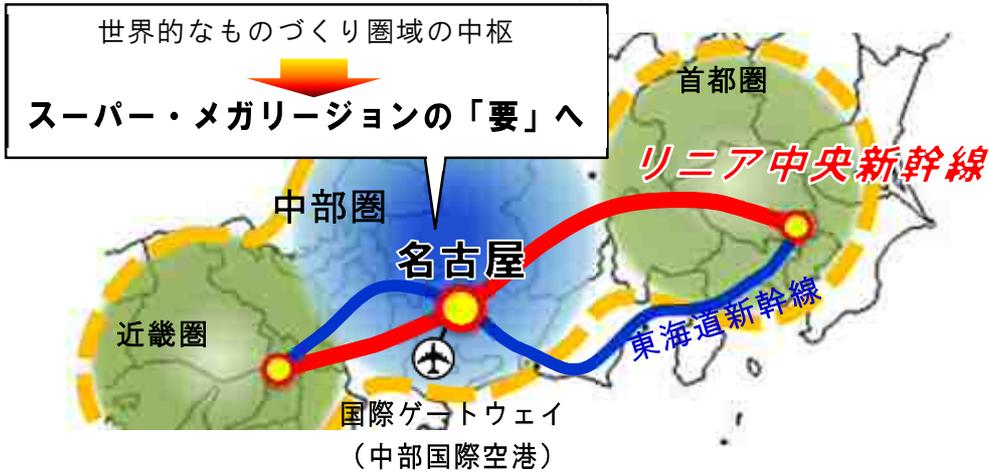
リニア中央新幹線開業により形成される、首都圏・中部圏・近畿圏が一体化した世界最大のスーパー・メガリージョンを我が国の国際競争力強化につなげるために、その要として世界的なものづくり圏域の中枢に位置する名古屋駅のスーパーターミナル化が不可欠である。

平成27年度にはリニア中央新幹線建設も本格着工することから、リニア開業を見据えて、平成28年度までに乗り換え利便性の向上などに関する整備計画を策定し、まちづくりを加速させていくことが求められる。また、ささしま地区においても、国際歓迎・交流拠点としての機能を高める都市整備を進めることにより、名古屋駅周辺地区を国際的・広域的な拠点としていく必要がある。

#### (中部国際空港の機能強化（完全24時間化）の実現)

本市の国際的・広域的機能を強化し、国の中枢機能の分担に適切に対応するため、我が国の国際ゲートウェイの一翼を担う中部国際空港に二本目の滑走路を整備し、真に24時間運用可能な機能を備える必要がある。

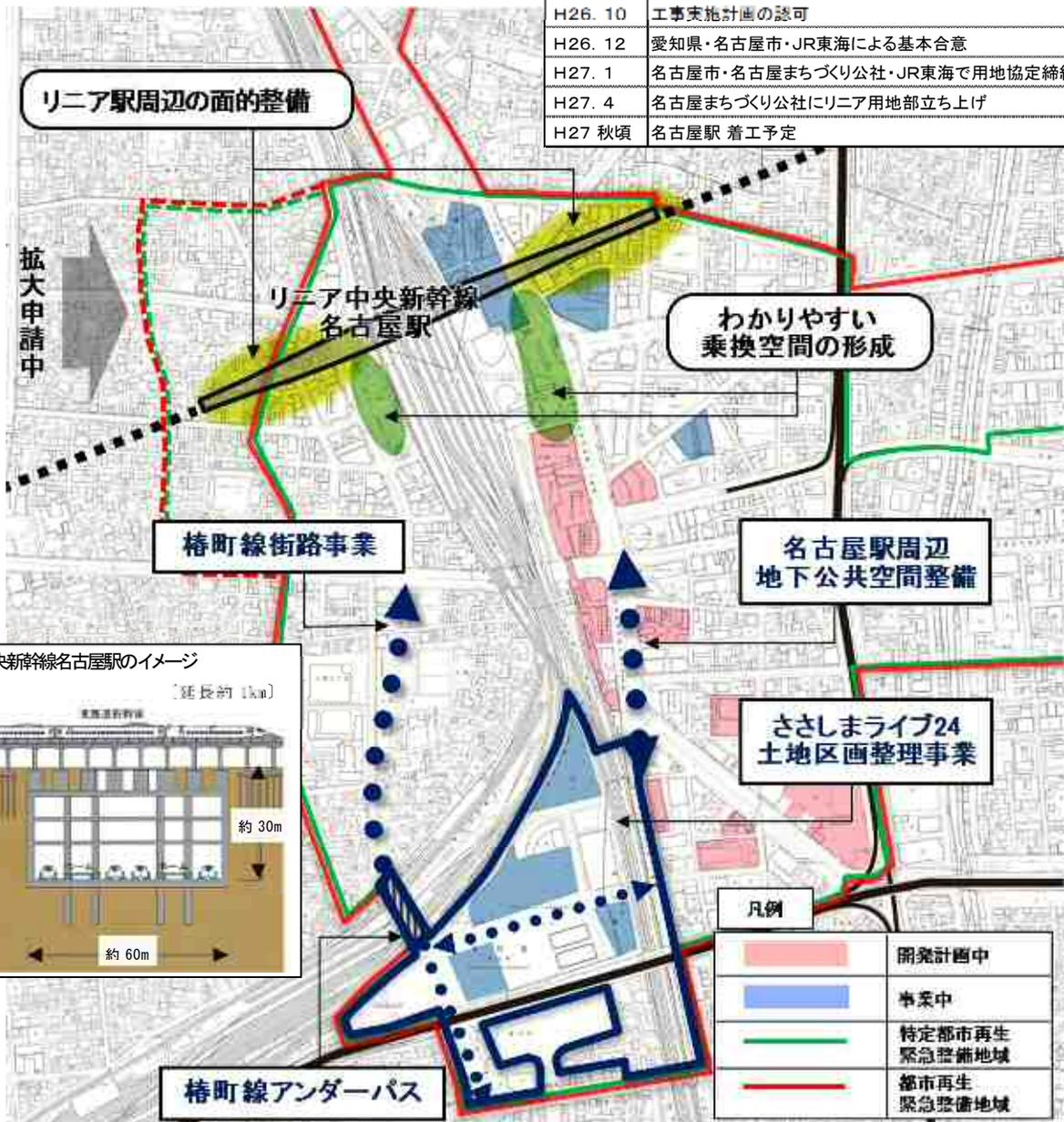
# 「スーパー・メガリージョン」の形成



## 名古屋駅周辺のまちづくり

リニア中央新幹線の動き

H26. 10	工事実施計画の認可
H26. 12	愛知県・名古屋市・JR東海による基本合意
H27. 1	名古屋市・名古屋まちづくり公社・JR東海で用地協定締結
H27. 4	名古屋まちづくり公社にリニア用地部立ち上げ
H27 秋頃	名古屋駅 着工予定



## 9 名古屋城（名城公園）の整備

（文部科学省、国土交通省）

### 【提案内容】

#### （１）本丸御殿の復元整備

- ・名古屋城の歴史的・文化的な価値と魅力を向上させるため、本丸御殿の復元に対し必要な財政措置を講ずること。

#### （２）名古屋城の文化財の保存活用

- ・二之丸庭園の保存整備等、名古屋城の文化財の保存活用に対し必要な財政措置を講ずること。

#### ＜提案の背景＞

本市では、尾張名古屋のシンボルである名古屋城の歴史的・文化的な価値と魅力を向上させるべく、「特別史跡名古屋城跡全体整備計画」をもとに本丸御殿の復元整備や文化財の保存活用に取り組むとともに、歴史文化の発信・にぎわいの創出等に資する「金シャチ横丁」の構想実現に向けて取り組んでいるところである。

#### （本丸御殿の復元整備）

名古屋城本丸御殿復元事業は、昭和５年に城郭建築として国宝第１号に指定されながらも昭和２０年の戦災により焼失した本丸御殿を史実に忠実に復元するものである。平成２１年に復元工事に着工し、平成２５年には玄関・表書院の一般公開を開始した。平成２８年には対面所等の公開を、平成３０年には全体の完成・公開を予定している。平成１４年に設置した「本丸御殿積立基金」には毎年多くの寄附が寄せられ、市民・企業からの強い期待を受けており、一切の遅滞なく事業を進めることが不可欠である。

#### （名古屋城の文化財の保存活用）

二之丸庭園の保存整備、石垣の整備、障壁画の保存修理、展示収蔵施設の整備を進めるとともに、特別史跡名古屋城跡保存活用計画を策定することにより、城内に残る文化財の保存活用により一層努めていく必要がある。

## 名古屋城の整備の現状



### 二之丸庭園の保存整備

事業の種類：歴史生き生き！史跡等総合活用整備（文化庁）

工期：平成 25～34 年度（第 1 次）

現状：保存管理計画（平成 24 年度策定）に基づき、保存整備中



### 本丸御殿の復元

事業の種類：社会資本整備総合交付金事業（国土交通省）

工期：平成 20～29 年度

現状：工事中（平成 25 年 5 月 玄関・表書院公開開始）



### 石垣の整備

事業の種類：歴史生き生き！史跡等総合活用整備（文化庁）

工期：昭和 45 年度～

現状：搦手馬出の石垣を修理中

### 展示収蔵施設の整備

事業の種類：社会資本整備総合交付金事業（国土交通省）

工期：平成 28～30 年度

現状：設計中

### 本丸御殿障壁画保存修理

事業の種類：美術工芸品の保存修理等（文化庁）

事業期間：昭和 61 年度～

現状：天井板絵の保存修理を実施中

### 特別史跡名古屋城跡保存活用計画の策定

事業の種類：史跡等保存活用計画策定（文化庁）

事業期間：平成 27～29 年度

現状：策定中

## 10 なごや東山の森（東山公園・平和公園）の整備

（文部科学省、国土交通省）

### 【提案内容】

#### （1）なごや東山の森づくりの推進

- ・ 東部市街地に残る貴重な森を保全・再生するとともに、自然の素晴らしさや大切さを体験・体感できる公園づくりに取り組む「なごや東山の森づくり」の推進のため、必要な財政措置を講ずること。

#### （2）東山植物園温室前館の保存・活用

- ・ 国指定の重要文化財である、東山植物園温室前館の保存・活用に対し、必要な財政措置を講ずること。

### ＜提案の背景＞

#### （なごや東山の森づくりの推進）

本市東部に位置する「なごや東山の森」は、都市計画公園東山公園及び平和公園にまたがり、約400haもの面積を有する森である。この森は、昭和10年の一部開園以来、本市を代表する緑の拠点であるとともに、市街地に囲まれた都市の森としては日本有数のものである。

この貴重な森を保全し、次世代につなぐために、市民との協働等により、雑木林や湿地などの保全・再生活動を進めている。また、開園以来市民に親しまれてきた歴史文化的施設を保全活用しながら、自然の素晴らしさや大切さを体験・体感できる公園づくりに取り組んでおり、これらの事業を着実に推進する必要がある。

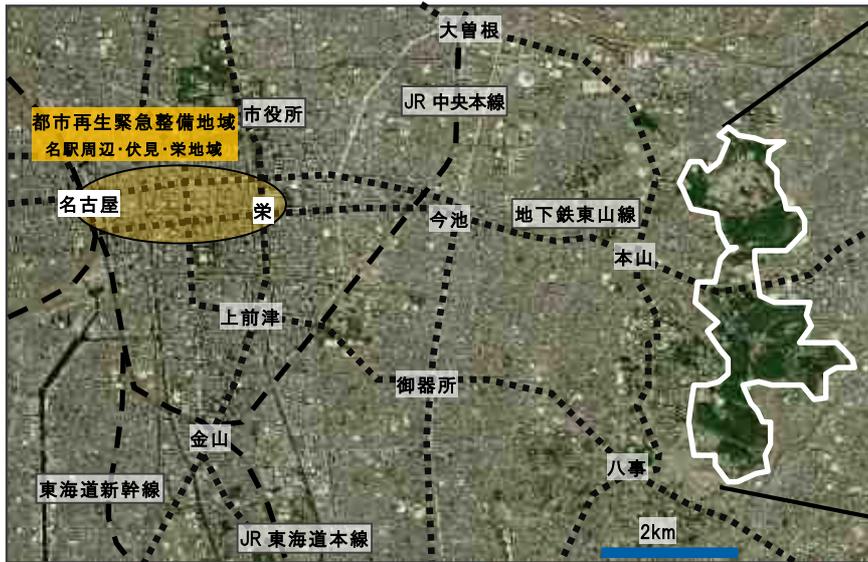
#### （東山植物園温室前館の保存・活用）

かつて「東洋一の水晶宮」とうたわれ、昭和12年の植物園開園当初から市民に親しまれてきた温室であり、建築技術史上、貴重なものとして、平成18年に国の重要文化財に指定されている。次世代につなぐためには、耐震補強を含む保存修理を着実に推進する必要がある。

# 人と自然をつなぐ懸け橋へ

多様な楽しみを提供することにより、自然のすばらしさや大切さを体験・体感し、市街地に残る森の保全・再生につなげる

- ・ホスピタリティの向上と環境整備
- ・来園者が主役となった参加体験
- ・COP10 を契機とした生物多様性のフィールド など



都心に残る貴重な森（名古屋駅から地下鉄で18分）



森の保全・再生  
市民協働による森づくり



にぎわいのある快適な園内空間の形成  
アフリカの森エリアの整備イメージ（動物園）

項目	H27年度	H28年度	H29年度以降
森の保全・再生	市民協働により森づくりを推進		
にぎわいのある快適な園内空間の形成	なごや東山の森に必要な施設の整備		
歴史的文化的施設の保全・活用	重要文化財温室前館の保存修理		
	歴史的文化的施設等の整備		



歴史的文化的施設の保全・活用  
重要文化財温室前館の保存修理（植物園）

## 1 1 名古屋圏道路ネットワークの整備等

(国土交通省)

### 【提案内容】

#### (1) 名古屋圏自動車専用道路網の整備等

- ・名古屋環状2号線西南部・南部区間専用部の早期整備を図ること。また、一般部については4車線化を図ること。
- ・名古屋高速道路のより利用しやすい料金の実現のため、総合的な支援を行うこと。
- ・東名高速道路守山スマートICの整備に必要な財政措置を講ずること。

#### (2) 幹線道路の整備

- ・選択と集中で進めている江川線や東志賀町線などの街路整備、守山本通線（小幡架道橋）や万場藤前線（長須賀架道橋）の立体交差化など、真に必要な道路・橋りょう等の整備が早期に完了するよう必要な財政措置を講ずること。

#### <提案の背景>

本市を中心とする圏域は、ものづくりの世界的な集積地であり、わが国経済の全体をけん引する役割を果たしている。こうした役割を今後も確実に果たすため、利便性が高く、災害に強い道路ネットワークの早期整備が重要である。

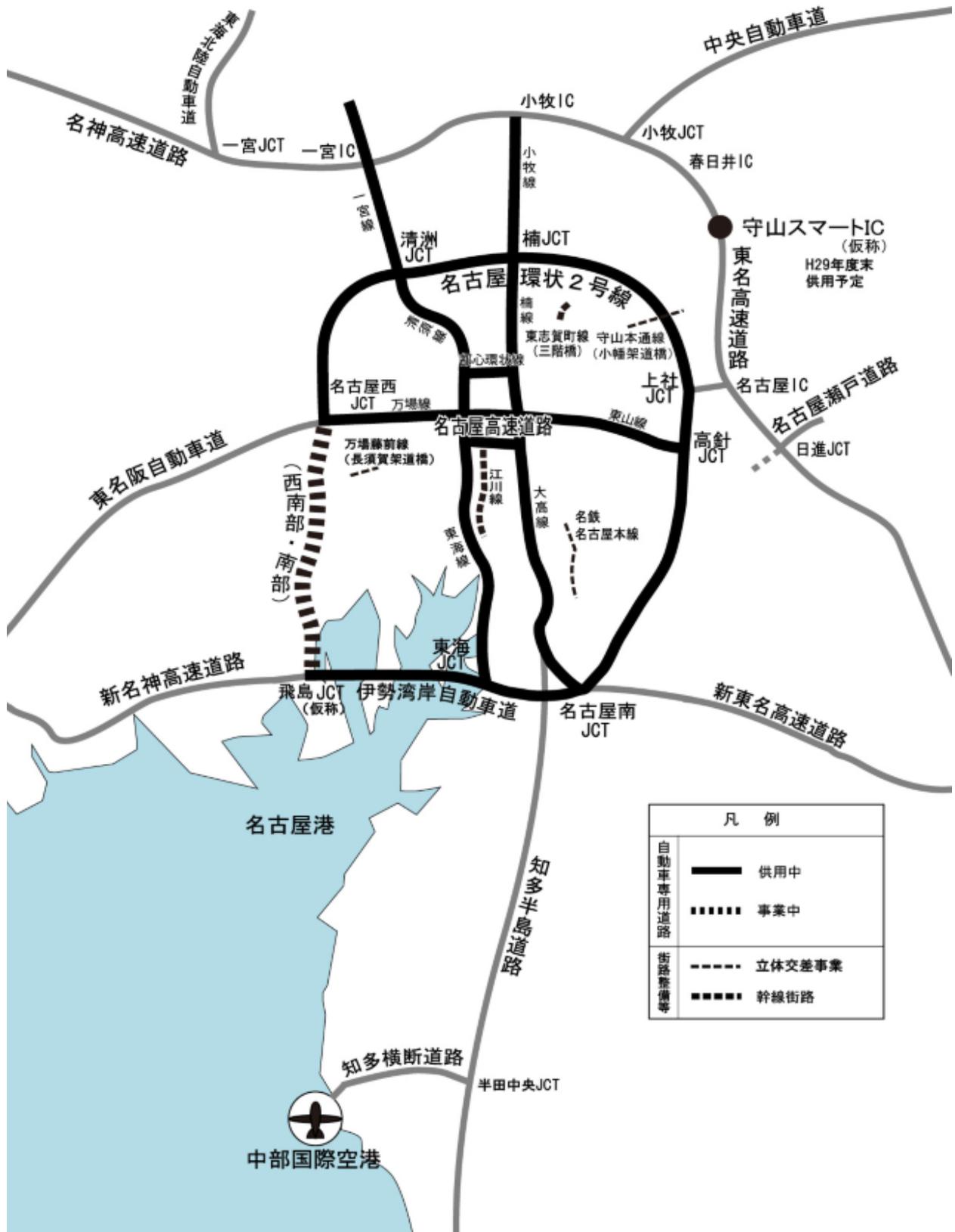
#### (名古屋圏自動車専用道路網の整備等)

名古屋環状2号線西南部・南部区間は、中部国際空港、名古屋港へのアクセスに重要な道路であるとともに、海拔ゼロメートル地帯における緊急輸送道路の機能を確保する役割を果たす。また、名古屋高速道路について、より利用しやすい料金の実現のため、総合的な支援を行うべきである。

加えて、本市北東部では高速道路へのアクセスが弱いため、東名高速道路守山スマートICの整備が広域交流の活性化や総合的なまちづくりに必要不可欠である。

(幹線道路の整備)

安全で円滑な移動を支える都市基盤の形成のため、橋りょうの整備や鉄道の立体交差化などを含む街路事業による、道路交通の円滑化や避難動線の確保が必要不可欠である。



## 1 2 名古屋港の整備

(国土交通省)

### 【提案内容】

#### (1) 国際競争力のある港湾の形成

- ・これまでの「国際産業ハブ港」の取組みをさらに加速し、拡大させた「国際産業戦略港湾」の形成のため、金城ふ頭における完成自動車取扱機能の強化、飛島ふ頭東側におけるコンテナターミナルの機能強化、東航路の増深について重点投資を図るとともに、国際バルク戦略港湾施策を推進するために必要な措置を講ずること。

#### (2) 港湾の防災機能の一層の強化

- ・ポートアイランドの耐震性・耐津波性能の評価を踏まえた必要な安全対策を早急を実施すること。
- ・防潮壁、堀川口防潮水門等の防災機能の強化を図るため、必要な財政措置を講ずること。
- ・緊急物資輸送に十分な機能が発揮されるよう、大江ふ頭耐震強化岸壁の機能確保に必要な財政措置を講ずること。

#### (3) 人々の快適な暮らしを支える港づくり

- ・中川運河における緑地整備や護岸改良に必要な財政措置を講ずること。
- ・中川運河の再生を図るため、水質改善に向けた取組みについて、必要な財政措置を講ずること。

#### <提案の背景>

名古屋港は、中部地域の海の玄関口として日本のものづくり産業を支えており、その役割を今後も果たすとともに、背後地の市民生活や企業活動の安全を確保するため、防災機能強化を含む港湾整備を着実に進めていく必要がある。

#### (国際競争力のある港湾の形成)

名古屋港は、総取扱貨物量や貿易黒字額が全国一位の総合港湾であり、また、コンテナ貨物、完成自動車及びバルク貨物を取り扱う国際総合港湾である。今後、日本経済の再生とさらなる成長に向け、この地域の産業競争力を高めるために、これまでの「国際産業ハブ港」の取組みをさらに加速し、拡大させた「国際産業戦略港湾」として物流機能の国際競争力を強化する必要がある、そのためには、それぞれの貨物取扱機能の強化を進め



### 1 3 堀川の総合的な整備

(国土交通省)

#### 【提案内容】

##### 堀川の総合的な整備

- ・にぎわいの基軸となる堀川の良い水辺環境の創出に向け、中長期的な維持用水の確保を図るとともに、治水整備を推進する河川改修事業など、総合的な整備に必要な財政措置を講ずること。

#### <提案の背景>

本市中心部を南北に流れる堀川は、都心に残された貴重な水辺空間として、様々な市民活動にも利用され注目が集まっている。現在、平成24年10月に策定した堀川まちづくり構想に基づき、市民団体等と連携しながら「うるおいと活気の都市軸・堀川」の再生に取り組んでいる。一方、近年、集中豪雨による浸水被害や護岸の崩壊が頻発している。

#### (堀川の総合的な整備)

川を中心とした新たなにぎわいづくりを進めるため、庄内川からの導水等の維持用水確保や水質浄化など、良い水辺環境の創出を図るとともに、河川改修事業を推進するなど、総合的な整備が必要である。

#### 堀川総合整備の基本方針

##### 【にぎわいづくり】



水辺空間の活用  
(オープンカフェ)

##### 【水質浄化】



維持用水の確保  
(庄内川からの導水)

##### 【治水対策】



護岸改修と河道掘削

## 1 4 容器包装リサイクル法に係る拡大生産者責任の強化

(経済産業省、環境省)

### 【提案内容】

#### 容器包装リサイクル法に係る拡大生産者責任の強化

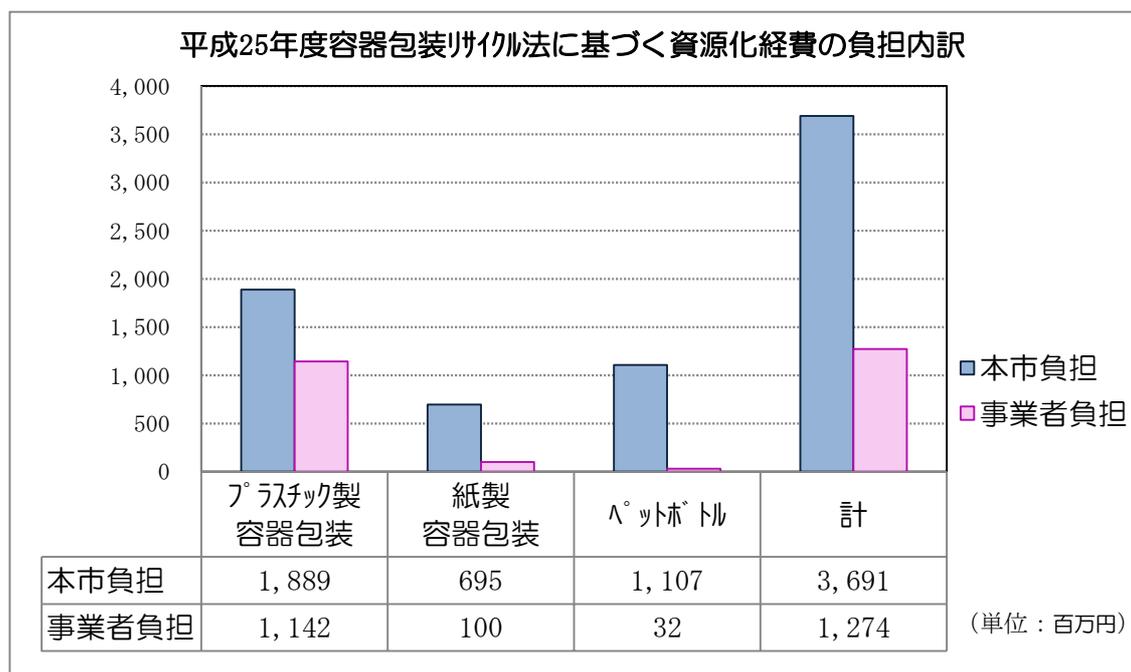
- ・ 分別収集・選別保管を含めた全てのリサイクルコストを事業者負担とするなど、拡大生産者責任の強化を図ること。

#### < 提案の背景 >

循環型社会を目指す本市においては、レジ袋有料化などによる容器包装の削減を推進するとともに、分別・リサイクルの徹底を図るなど、3Rの取組みを進めている。

#### (容器包装リサイクル法に係る拡大生産者責任の強化)

容器包装リサイクル法では、最もコストのかかる分別収集・選別保管の経費が自治体の負担であり、製品価格にその経費が内部化されていないため、事業者による発生抑制などの取組みに対する十分なインセンティブが働いていない。従って、容器包装リサイクル法の見直しに当たっては、拡大生産者責任の強化により、分別収集・選別保管を含めたリサイクルコストを事業者負担とすることが必要である。



## 15 アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区の推進

(内閣府)

### 【提案内容】

#### アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区の推進

- ・総合特別区域法施行後5年以内に施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるとされている総合特区制度について、施行後5年となる平成28年8月以降も継続し、さらに拡充を図ること。
- ・平成28年3月31日を期限とする国際戦略総合特区設備等投資促進税制を延長すること。また、航空宇宙産業の特性を踏まえ、事業者の新規立地・設備投資をより効果的に支援できるよう、支援措置の拡充を図ること。
- ・「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」の目標達成のため、総合特区支援利子補給金や総合特区推進調整費などを始め、地域の実情に配慮した重点的な金融・財政支援を講ずること。

#### <提案の背景>

本市を中心とする中部地域は、日本の航空機・部品生産額の約5割、航空機体部品では7割以上を生産する日本一の航空宇宙産業の集積地であり、平成23年12月に国際戦略総合特区「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」に指定されたことを受けて、工場等新增設促進事業（工場立地に係る緑地規制の緩和）や国際戦略総合特区設備等投資促進税制（法人税の軽減）などの特区の支援措置を活用しながら、航空宇宙産業の国際競争力強化に取り組んでいる。

本市においても、平成25年度に、名古屋市総合特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する条例を施行したほか、航空宇宙産業設備投資促進補助金を創設し、市内中小企業の設備投資を促進するなど、航空宇宙産業の集積や生産能力の拡充に力を入れて取り組んでいる。

#### (アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区の推進)

当地域が機体構造部品の35%を製造するボーイング787の大幅な増産、MRJの量産開始、現行ボーイング777の後継機である777Xの生産開始が見込まれることに伴い、関連事業者においては、生産用地の確保や設備増強の必要性が一層高まってきている。我が国航空宇宙産業の国際競争力を強化するためには、総合特別区域評価・調査検討会において

最も高い評価を受けている当特区の成果を踏まえ、「法施行後5年以内に施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずる」（総合特別区域法附則第2条）とされている総合特区制度を継続・拡充すべきである。

また、国際戦略総合特区設備等投資促進税制は、平成28年3月31日までの期限とされているが、今後も一層の活用が見込まれるため、制度の延長が必要である。事業者がこの支援を受けられる期間は3年とされているが、初期投資が膨大で回収に長期間を要するとともに、生産レートアップや派生型機開発に伴い継続的に設備投資が求められる航空宇宙産業の特性を踏まえて、さらなる支援を行うべきである。

世界に目を転じれば、世界各国において国策として航空宇宙産業の振興に力が入れられており、世界的な競争が一層激化することが予想される。そうした中で、激しい競争に打ち勝ち、我が国の航空宇宙産業の成長を確実なものにするためには、日本一の航空宇宙産業が集積する当地域の持つ強みを生かし、さらに強化していくことが必要であり、地域一丸となった取組みに加え、重点的な金融・財政支援など、国による総合的な支援を行うべきである。

## 国際戦略総合特区「アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」

### 目標

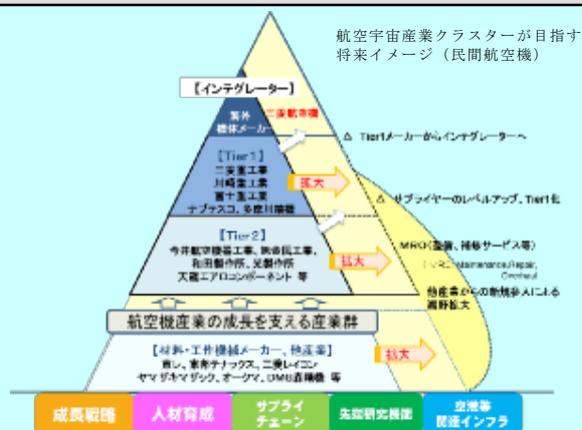
#### アジア最大・最強の航空宇宙産業クラスターの形成

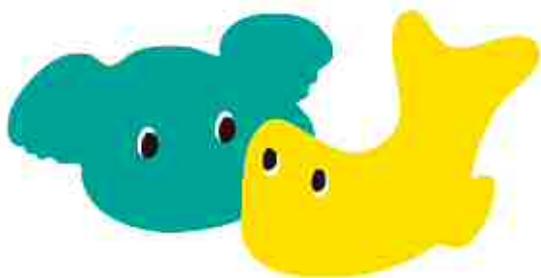
- 材料を含む研究開発から設計・開発、飛行試験、製造・販売、保守管理までの一貫体制を整備
- ボーイング787の増産等への対応、MRJ（三菱リージョナルジェット）の量産開始などにより、航空宇宙産業の世界シェアを拡大

【数値目標】 中部地域の航空宇宙産業の生産高  
約7,000億円（平成22年）→約9,200億円以上（平成27年）

### 将来イメージ

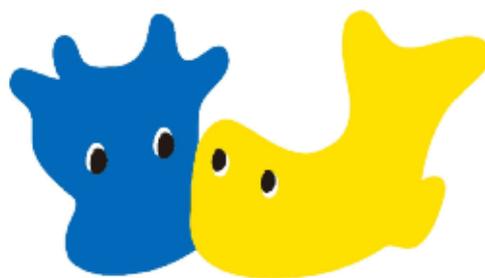
- 大手機体メーカーのステップアップ・生産能力拡充
- 大手機体メーカーと一体となって中堅・中小サプライヤー群が備わったフルセットのクラスターとしての高い生産性の発揮





NAGOYA SYDNEY

名古屋・シドニー姉妹都市提携35周年記念



NAGOYA TORINO

名古屋・トリノ姉妹都市提携10周年記念

この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。